

投資主各位

証券コード 3463
2020年10月5日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごホテルリート投資法人
執行役員 宮下 修

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々およびご関係者の皆様、また、感染症の拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたします。

会場におきましては、新型コロナウイルス感染防止への対策を尽くしますが、書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2020年10月23日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：2020年10月24日（土曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎例年、投資主総会後に開催しております運用状況報告会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、投資主様の安全確保に鑑み、今回は開催を見合わせることにいたしました。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.ichigo-hotel.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染防止対応について

本投資主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について、以下のとおり、ご案内申し上げます。

- ・本投資主総会の議決権は、議決権行使書面によって行使することができます。投資主の皆様ご自身の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面により議決権を行使することをご検討ください。なお、お席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は本投資主総会へのご出席をお控えいただくことを推奨いたします。
- ・ご出席の際は、マスク着用やアルコール消毒液による手指消毒等、感染拡大防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・体調ご不良と見受けられる方につきましては、ご入場をご遠慮いただくようお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・接触リスク低減のため、ご来場時のお土産の配布やお見送りにつきましては中止とさせていただきます。

今後の状況の変化によっては、上記内容の更新を本投資法人のホームページ (<https://www.ichigo-hotel.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認のほどお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人は、現行規約第15条において、投信法第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。しかしながら、みなし賛成制度が適用されることにより相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係および投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合、⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除および⑥吸収合併契約又は新設合併契約の承認に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主および本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人および招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです。（第15条関係）

- (2) 本投資法人のさらなる投資主価値向上に向け、資産運用会社に対する現行の「完全成果報酬」である資産運用報酬体系を、より投資主価値に連動するものとするため、2021年2月1日（2021年7月期）より、次の改定を実施するものです。（附則第41条、別紙関係）
- ① 収益・分配金成果報酬を、より投資主価値に連動するものとするべく、計算指標の一つである純利益ベースの指標を分配金ベースの指標に変更する。
 - ② 本投資法人が他の投資法人によって合併される場合に、投資主価値に連動するものとする「被合併時成果報酬」を新設する。
（当該合併に係る合併契約において定められる合併比率（割当比率）に基づき算出される本投資法人の投資口価格から被合併時1口当たり簿価純資産額を減じた金額（プラスの場合に限る。）に発行済投資口の総口数を乗じた金額の15%。）
 - ③ 本投資法人が公開買付けの方法により買収される場合に、投資主価値に連動するものとする「被買収時成果報酬」を新設する。
（当該買収に係る公開買付価格から被買収時1口当たり簿価純資産額を減じた金額（プラスの場合に限る。）に公開買付けにより買収された投資口の総口数を乗じた金額の15%。）

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条 (みなし賛成) 1. ~ 2. (記載省略) (新設)</p>	<p>第15条 (みなし賛成) 1. ~ 2. (現行のとおり) 3. <u>前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。</u> (1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u> (2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u> (3) <u>解散</u> (4) <u>投資口の併合</u> (5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u> (6) <u>吸収合併契約又は新設合併契約の承認</u> 4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>1. 収益・分配金成果報酬</p> <p>「本投資法人の当該決算期における収益・分配金成果報酬控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期における発行済投資口の総口数で除した金額（以下「収益・分配金成果報酬控除前1口当たり分配金」という。）」に、「当該決算期に係る営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）」を乗じ、更に0.0036%を乗じた金額を収益・分配金成果報酬とする。すなわち、以下の計算式で算出される。 $\text{収益・分配金成果報酬} = \text{収益・分配金成果報酬控除前1口当たり分配金} \times \text{NOI} \times 0.0036\%$</p>	<p><u>附則</u> <u>第41条（本規約変更の効力発生条件）</u> <u>本規約別紙の変更は、2021年2月1日に効力を生じるものとする。なお、本条は当該効力発生をもってこれを削除する。</u></p> <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>1. 収益・分配金成果報酬</p> <p>「本投資法人の当該決算期における収益・分配金成果報酬控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期における発行済投資口の総口数で除した金額（以下「収益・分配金成果報酬控除前1口当たり分配金」という。）」に、「当該決算期に係る営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）」を乗じ、更に0.0036%を乗じた金額を収益・分配金成果報酬とする。すなわち、以下の計算式で算出される。 $\text{収益・分配金成果報酬} = \text{収益・分配金成果報酬控除前1口当たり分配金} \times \text{NOI} \times 0.0036\%$</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>なお、「<u>収益・分配金成果報酬控除前分配可能金額</u>」とは、<u>我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される税引前当期純利益（収益・分配金成果報酬及び控除対象外消費税等控除前）に繰越欠損金（もしあれば）の金額を加算した金額をいうものとする。</u>また、「<u>発行済投資口の総口数</u>」とは、本投資法人が当該決算期において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合には、当該決算期における発行済投資口の総口数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいい、本投資口の併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総口数は、併合比率又は分割比率をもって併合又は分割が行われる前の口数に調整された数をいうものとする。</p> <p>支払時期は、本投資法人の当該営業期間の決算期から3か月以内とする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>なお、「<u>収益・分配金成果報酬控除前分配可能金額</u>」とは、<u>本規約第37条に定める金銭の分配の方針に基づき計算され、役員会の承認を得た当該決算期における分配金の総額（ただし、第37条第2号に基づく利益を超えた金銭の分配のうち税法上の出資等減少分配（みなし配当を除く）に相当する額を除く。また、<u>収益・分配金成果報酬、法人税等及び控除対象外消費税等控除前の額とする。</u>）をいうものとする。</u>ただし、<u>分配金の計算に関し、分配金額の算定に先立ち<u>収益・分配金成果報酬の金額を算定する必要がある場合（積立金、引当金又は留保金が発生する場合等）には、収益・分配金成果報酬の金額について本項の趣旨を踏まえて合理的な金額を仮定した上で計算するものとし、その後、確定額との差額についての調整又は精算は行わないものとする。</u></u>また、「<u>発行済投資口の総口数</u>」とは、本投資法人が当該決算期において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合には、当該決算期における発行済投資口の総口数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいい、本投資口の併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総口数は、併合比率又は分割比率をもって併合又は分割が行われる前の口数に調整された数をいうものとする。</p> <p>支払時期は、本投資法人の当該営業期間の決算期から3か月以内とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p>3. 被合併時成果報酬</p> <p><u>本投資法人が他の投資法人（以下本3.において「合併相手方投資法人」という。）によって合併される場合（以下で定義される。）において、当該合併に係る合併契約において定められる合併比率（割当比率）に基づき算出される本投資法人の投資口価格（以下で定義される。）から被合併時1口当たり簿価純資産額（以下で定義される。）を減じた金額（以下「被合併時1口当たり含み益」という。）に、当該合併に係る合併契約を承認する本投資法人の投資主総会の決議がなされた時点における本投資法人の発行済投資口の総口数を乗じ、かかる金額に15%の料率を乗じて得た金額。すなわち、以下の計算式で算出される。</u></p> <p><u>被合併時成果報酬＝被合併時1口当たり含み益×発行済投資口の総口数×15%</u></p> <p><u>ただし、被合併時1口当たり含み益が負となる場合は0とする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p>ここで「本投資法人が他の投資法人によって合併される場合」とは、本投資法人が他の投資法人からの合併提案に応じて新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。）をする場合をいうものとする。また、「当該合併に係る合併契約において定められる合併比率（割当比率）に基づき算出される本投資法人の投資口価格」とは、当該合併に係る合併契約を承認する本投資法人の投資主総会の決議時点の直前の合併相手方投資法人の投資口価格の終値に、当該合併契約において定められる合併比率（割当比率）を乗じて算出された本投資法人の投資口価格をいうものとする。さらに、「被合併時1口当たり簿価純資産額」とは、上記終値の日における本投資法人の簿価純資産額を同時点における本投資法人の発行済投資口の総口数で除した金額をいうものとする。</p> <p>なお、被合併時成果報酬は、本投資法人が他の投資法人によって合併される場合において、当該合併に係る合併比率（割当比率）算定の基礎とされた本投資法人の不動産関連資産の評価額の合計（被合併時成果報酬控除前の金額とする。）が同時点における当該不動産関連資産の帳簿価額の合計を超過する場合に、当該超過額の15%相当額を資産運用会社の報酬とする趣旨であり、被合併時成果報酬の金額についてはかかる趣旨を考慮して算定するものとする。</p> <p>被合併時成果報酬は、当該合併に係る合併契約を承認する本投資法人の投資主総会の決議がなされた時点で発生するものとし、その支払時期は、当該合併の効力発生日から1か月以内とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p><u>4. 被買収時成果報酬</u></p> <p><u>本投資法人が買収される場合（以下で定義される。）において、当該買収に係る公開買付価格から被買収時1口当たり簿価純資産額（以下で定義される。）を減じた金額（以下「被買収時1口当たり含み益」という。）に、当該買収に係る公開買付けにより買収された本投資法人の投資口の総口数（以下「被買収投資口数」という。）を乗じ、かかる金額に15%の料率を乗じて得た金額。すなわち、以下の計算式で算出される。</u></p> <p><u>被買収時成果報酬＝被買収時1口当たり含み益×被買収投資口数×15%</u></p> <p><u>ただし、被買収時1口当たり含み益が負となる場合は0とする。</u></p> <p><u>ここで「本投資法人が買収される場合」とは、公開買付けの方法により本投資法人の投資口が本投資法人又は資産運用会社以外の第三者によって取得される場合（当該公開買付けにより当該第三者が現に本投資法人の投資口を取得した場合に限る。）をいうものとする。また、「被買収時1口当たり簿価純資産額」とは、当該買収に係る公開買付期間の末日時点における本投資法人の簿価純資産額を同時点における本投資法人の発行済投資口の総口数で除した金額をいうものとする。</u></p> <p><u>被買収時成果報酬は、当該買収に係る公開買付期間の末日時点で発生するものとし、その支払時期は、当該公開買付期間の末日から1か月以内とする。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である宮下 修は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2020年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職	
みや した おさむ 宮 下 修 (1949年6月13日)	1974年4月	株式会社帝国ホテル
	1976年3月	同社 営業企画部
	1984年4月	同社 人事部
	1986年12月	同社 経営企画室
	1991年10月	株式会社帝国ホテルエンタープライズ出向 ザ・クレストホテル津田沼 営業部長 料飲部長
	1996年12月	株式会社帝国ホテル 総務部テナント課長
	2000年6月	同社 不動産事業部長
	2005年6月	同社 取締役不動産事業部長
	2011年4月	株式会社帝国ホテルハイヤー 代表取締役社長
	2014年6月	宮下アソシエイツ合同会社 代表社員 (現任)
	2014年7月	株式会社遠藤総合研究所 顧問 (現任)
	2015年7月	本投資法人 執行役員 (現任)

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である飯田 善および鈴木 智子は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職
1	飯田 善 (1967年2月15日)	1989年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 1993年5月 米国ペンシルベニア大学法科大学院修士課程（LL.M.）修了 2001年4月 株式会社三井住友銀行 市場営業統括部部長代理 2008年4月 一橋大学法科大学院（法務博士） 2009年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2010年1月 増田パートナーズ法律事務所 弁護士 2011年6月 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役 2011年7月 飯田経営法律事務所設立 弁護士（現任） 2013年5月 株式会社スタッツインベストメントマネジメント 社外取締役 2015年3月 アーキアエナジー株式会社 社外監査役 2015年7月 本投資法人 監督役員（現任） 2015年8月 株式会社西東京リサイクルセンター 監査役（現任） 2016年6月 メディケア生命保険株式会社 社外監査役（現任） 2019年2月 株式会社スタッツインベストメントマネジメント 監査役 2019年6月 株式会社エクサウィザーズ 社外監査役（現任） 2020年4月 アーキアエナジー株式会社 社外取締役（現任）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
2	すず き さと こ 鈴木 智子 (1973年11月22日)	1996年10月 2000年9月 2005年8月 2006年7月 2010年9月 2012年9月 2015年7月 2019年6月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 有限会社遊楽舎 取締役 鈴木智子公認会計士事務所 代表（現任） 特定非営利活動法人 プラネットファイナンス ジャパン（現特定非営利活動法人ポジティブプ ラネットジャパン） 監事（現任） 特定非営利活動法人 まちづくり情報センター かながわ 監事（現任） 特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家 ネットワーク 理事 本投資法人 監督役員（現任） ブルドックソース株式会社 社外取締役 （現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、2020年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職	
やまぐちひろみ 山口博己 (1954年3月6日)	1977年4月	東急ホテルズインターナショナル株式会社
	1984年4月	同社 開発運営本部課長
	1987年4月	パンパシフィックプロパティーズ株式会社出向 財務経理部長
	1989年9月	Alpha U. S. A. Inc. 取締役副社長兼財務部長
	1994年5月	株式会社サッポロホテルエンタプライズ ウェスティンホテル東京 経理部次長
	1996年4月	パンパシフィックホテル横浜株式会社
	2000年1月	パンパシフィック ホテル 横浜 財務経理部長 同社
	2005年1月	パンパシフィック ホテル 横浜 副総支配人 マンダリン・オリエンタル東京株式会社
	2007年7月	マンダリン オリエンタル 東京 経理財務部長 アーコン・ホスピタリティ株式会社 (現アビリタス ホスピタリティ株式会社)
	2008年10月	オペレーティング ディレクター
	2013年7月	同社 チーフ オペレーティング オフィサー ホスピタリティディレクションズ株式会社 代表取締役 (現任)

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職	
いし い えり こ 石 井 絵 梨 子 (1981年1月3日)	2004年10月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 森・濱田松本法律事務所
	2007年12月	金融庁総務企画局企業開示課専門官 出向
	2010年8月	米国コロンビア大学ロースクール（LL.M.）修了
	2010年10月	伊藤忠欧州会社 英国ロンドン 法務部 出向
	2011年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録
	2016年4月	慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師（現任）
	2016年7月	新幸総合法律事務所 パートナー（現任）
	2018年6月	株式会社ソフィアホールディングス 社外取締役 （現任）
	2019年5月	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員 （現任）

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

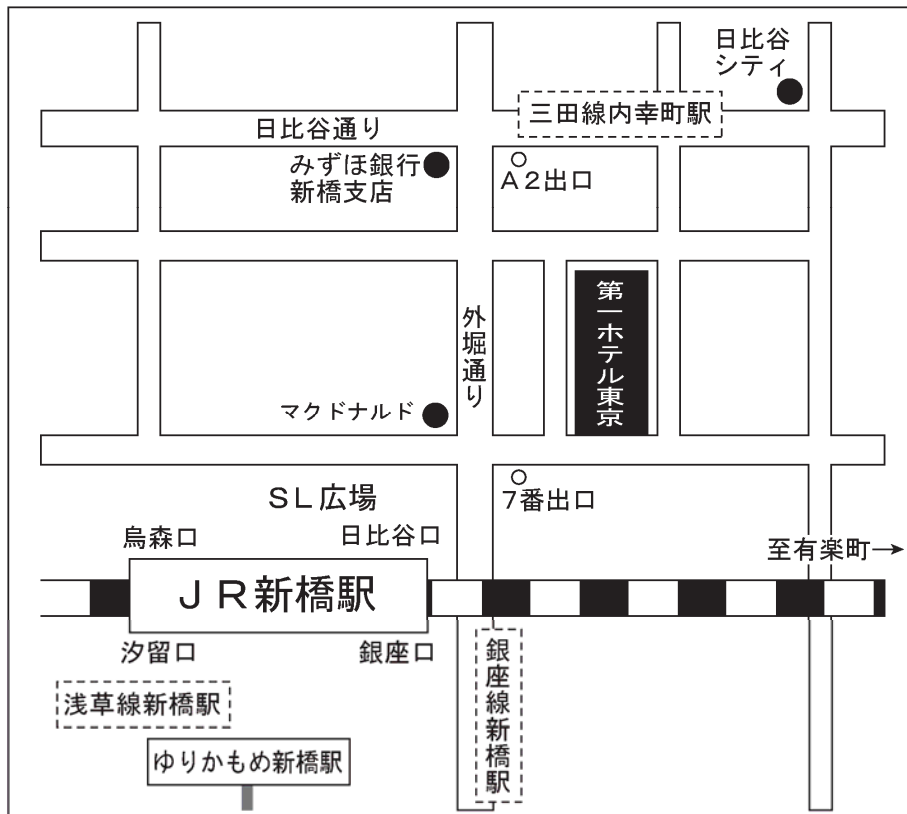
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項および本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会 場：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ
東京都港区新橋一丁目2番6号
TEL 03-3501-4411 (代表)



- JR線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩3分